日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

告示

○建築基準法による一定の一団の土地の区域……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
○都営住宅の使用料の変更……（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
○都営住宅の名称、位置、使用料等……（同）…四
○都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……（同）…四
○都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……（同）…五
○令和六年東京都告示第四百五十号（東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託）の一部改正……（保健医療局多摩府中保健所管理課）…五
○森林法第百八十九条の掲示（二件）……（産業労働局農林水産部森林課）…六
○都立公園の位置、区域及び面積の変更……（建設局公園緑地部公園課）…六

公告

○開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…七
○消防法に基づく命令（二件）……（東京消防庁）…七

正誤

○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十号……八
○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十一号……八
○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十二号……八
○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十三号……八
○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十四号……八

告示

◉東京都告示第六百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一定の一団の土地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小池　百合子

一　対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番	認定年月日
千代田区内幸町一丁目一番一・同番五合併一、同番三及び同番八から同十一番十一まで	令和六年三月二十一日

二　認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

◉東京都告示第六百六十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和六年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小池　百合子

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（１０号棟）	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	55,100
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート（１号棟）	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	101,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（２号棟）	港区芝5-18	42.2	4	40,900	94,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（４号棟）	港区港南4-5	42.2	1	39,600	110,300
一般都営	高層耐火	赤坂五丁目アパート（２６号棟）	港区赤坂5-5	51.2	1	50,300	217,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（６号棟）	新宿区戸山2-6	38.3	1	31,600	74,200
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート（１３号棟）	新宿区戸山2-13	33.8	1	28,200	74,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（３０号棟）	新宿区戸山2-30	40.1	2	33,800	89,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（３５号棟）	新宿区戸山2-35	40.1	4	34,200	84,600
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（１号棟）	新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（３号棟）	台東区清川2-22	34.3	1	25,300	36,800
一般都営	高層耐火	下谷一丁目アパート（１-２-１０号棟）	台東区下谷1-2	35.4	2	28,200	40,800
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート（１１号棟）	台東区根岸5-18	34.3	3	27,100	44,100
一般都営	高層耐火	橋場二丁目アパート（９号棟）	台東区橋場2-18	51.2	1	41,000	79,000
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート（３５号棟）	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	49,300
一般都営	高層耐火	太平南アパート（１号棟）	墨田区太平4-2	42.9	2	31,000	48,400
一般都営	高層耐火	江東橋四丁目アパート（２号棟）	墨田区江東橋4-30	43.9	1	33,100	64,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（３号棟）	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（６号棟）	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート（２号棟）	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	77,900
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（１２号棟）	江東区亀戸7-57	42.2	3	34,400	54,000
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート（１４号棟）	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	43,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート（１２号棟）	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	43,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート（１号棟）	江東区東雲1-7	34.3	1	27,600	53,800
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（１号棟）	江東区南砂4-4	37.9	1	30,700	53,700
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（２号棟）	江東区南砂4-4	34.3	2	27,800	50,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第３アパート（１号棟）	江東区北砂1-3	39.5	1	31,600	57,000
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート（２号棟）	江東区亀戸9-33	51.2	1	42,600	72,000
一般都営	高層耐火	森下三丁目アパート（９号棟）	江東区森下3-13	54.0	1	45,100	83,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート（１号棟）	品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	85,500
一般都営	高層耐火	東品川第３アパート（６号棟）	品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	49,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（６０号棟）	品川区八潮5-10	59.6	1	52,500	106,200
一般都営	中層耐火	南蒲田二丁目アパート（６号棟）	大田区南蒲田2-20	42.4	1	35,900	71,200
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート（６号棟）	大田区大森東1-36	59.6	1	49,900	89,400

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	中層耐火	桜丘三丁目アパート（３号棟）	世田谷区桜丘3-4	48.1	1	41,000	95,900
一般都営	高層耐火	笹塚二丁目アパート（１３号棟）	渋谷区笹塚2-38	36.7	1	30,500	84,000
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート（１４号棟）	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	32,700	90,600
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート（１号棟）	渋谷区幡ケ谷2-1	37.9	1	32,700	79,000
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第２アパート（３６号棟）	渋谷区東2-25	34.4	2	30,500	85,100
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（１号棟）	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,700	103,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（２-２号棟）	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（２-３号棟）	渋谷区広尾5-7	34.3	3	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（１０号棟）	北区滝野川3-66	37.3	1	29,500	63,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（１３号棟）	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	70,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（１５号棟）	北区滝野川3-75	37.3	1	29,500	63,000
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第２アパート（１号棟）	北区滝野川3-79	36.1	2	28,000	48,500
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第２アパート（１６号棟）	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	55,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート（７号棟）	北区赤羽北3-13	59.6	1	48,800	101,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（２１号棟）	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,500	45,100
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（２号棟）	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,300	70,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（２号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第２アパート（４号棟）	練馬区春日町5-30	51.0	1	39,800	79,100
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート（２号棟）	練馬区春日町5-29	51.2	1	40,000	81,900
一般都営	中層耐火	貫井一丁目アパート（２号棟）	練馬区貫井1-8	55.9	1	43,200	87,600
一般都営	中層耐火	立野町アパート（２号棟）	練馬区立野町13-11	55.9	1	43,800	89,000
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（４号棟）	足立区中央本町5-18	55.9	1	40,700	79,200
一般都営	中層耐火	伊興町本町アパート（１号棟）	足立区伊興5-2	59.6	1	43,200	81,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（６号棟）	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（７号棟）	足立区西保木間3-11	36.4	1	24,800	44,000
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（１０号棟）	足立区西保木間3-11	42.2	1	29,100	50,100
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（１７号棟）	足立区弘道2-13	51.0	1	37,800	78,500
一般都営	中層耐火	六月二丁目第４アパート（１号棟）	足立区六月2-8	59.6	1	43,600	84,300
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート（１６号棟）	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,600	42,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（２号棟）	足立区千住元町34	37.9	1	26,300	36,200
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（４号棟）	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	33,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート（１８号棟）	足立区六木1-5	40.5	1	27,300	45,800
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（１３号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート（１４号棟）	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（１４号棟）	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	44,900
一般都営	中層耐火	柴又四丁目アパート（２２号棟）	葛飾区柴又4-1	39.0	1	28,100	46,900
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート（１号棟）	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,400	79,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（２号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	74,200
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート（１号棟）	葛飾区西新小岩1-1	55.9	3	42,400	74,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（７号棟）	葛飾区西水元5-9	59.6	1	43,100	76,500
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（５号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（１１号棟）	江戸川区平井3-4	37.9	2	27,800	52,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート（１２号棟）	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,200	47,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地（３-４-６号棟）	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	80,900
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地（３-４-７号棟）	八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	80,900
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート（４号棟）	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	106,800
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第２アパート（１号棟）	三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,500	81,600
一般都営	中層耐火	中原四丁目第１アパート（１号棟）	三鷹市中原4-17	42.3	1	29,700	49,700
一般都営	中層耐火	野崎アパート（３号棟）	三鷹市野崎2-2	51.0	1	35,900	68,600
一般都営	中層耐火	府中本町四丁目アパート（１号棟）	府中市本町4-5	56.8	1	32,700	79,200
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート（７号棟）	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,700	87,800
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（５号棟）	調布市国領町3-8	45.1	2	25,000	57,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（６号棟）	調布市国領町8-1	53.5	1	31,700	81,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（６号棟）	調布市国領町8-1	45.2	1	26,700	68,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（８号棟）	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100
一般都営	中層耐火	金森第４アパート（２号棟）	町田市金森2-23	55.9	1	34,000	73,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート（４号棟）	町田市中町4-7	59.6	1	35,800	86,000
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート（５号棟）	町田市中町4-7	59.6	1	35,200	80,600
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート（１号棟）	町田市木曽西1-33	39.0	1	18,800	38,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート（２号棟）	町田市木曽西1-33	39.0	1	18,800	38,400
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート（８号棟）	町田市木曽西1-33	36.4	1	17,600	35,800
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（２号棟）	町田市成瀬7-10	51.0	1	27,600	55,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（６号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	67,000
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート（４６号棟）	町田市森野2-2	55.9	2	32,500	80,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート（８号棟）	町田市相原町3190-8	55.9	2	30,000	62,700
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート（３号棟）	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	42,600
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート（３号棟）	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	83,400
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート（２５号棟）	国分寺市南町3-9	59.6	1	37,500	106,700

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	収入の額が139,000円を超え158,000円以下の者に適用される使用料（円、月額／戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、月額／戸）
一般都営	中層耐火	狛江アパート（１号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	2	18,000	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（６号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	45,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート（４３号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,500	48,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート（５０号棟）	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	48,600
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート（１号棟）	清瀬市松山2-17	51.0	2	30,400	67,900
一般都営	中層耐火	八幡町第１アパート（５号棟）	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,000	40,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（４-３-５号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地（４-３-９号棟）	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	31,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（３-５-１号棟）	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地（３-５-３号棟）	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	35,200

◉東京都告示第六百六十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、第三条第三項の規定により告示する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）	近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）
竹の塚七丁目第3アパート（1号棟）	足立区竹の塚七丁目三番	高層耐火　三四・六平方メートル	一九戸	二八、〇〇〇円	八一、六〇〇円
同右	同右	同右　四〇・四平方メートル	同右	三二、七〇〇円	九五、三〇〇円
同右	同右	同右　四七・九平方メートル	七戸	三八、八〇〇円	一一三、〇〇〇円
同右	同右	同右　四七・八平方メートル	同右	同右	一一二、九〇〇円
同右	同右	同右　五七・四平方メートル	同右	四六、五〇〇円	一三五、四〇〇円

◉東京都告示第六百六十六号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和六年六月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

種類	構造	名称	位置	規模（平方メートル）	戸数（戸）	使用料（円、月額／戸）
改良	中層耐火	西大久保アパート（２号棟）	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,000
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート（１号棟）	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,400
改良	高層耐火	白鬚東アパート（１８号棟）	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,700
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（５号棟）	江東区東陽1-39	36.6	3	29,800
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（４号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,400
再開発	高層耐火	白鬚東アパート（１５号棟）	墨田区堤通2-8	51.3	1	37,300
再開発	高層耐火	小松川アパート（１号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	3	47,200

◉東京都告示第六百六十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

名称	位置	区画数
竹の塚七丁目第３アパート駐車場	足立区竹の塚七丁目九区画三番	

◉東京都告示第六百六十八号

令和六年東京都告示第四百五十号（東京都多摩府中保健所における使用料及び手数料の収納委託）の一部を次のように改正する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

別表24の項中「飲食店営業許可更新申請手数料」を「飲食店営業許可継続申請手数料」に改め、同表26の項中「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可継続申請手数料」に改め、同表28の項中「食肉販売業許可更新申請手数料」を「食肉販売業許可継続申請手数料」に改め、同表30の項中「魚介類販売業許可更新申請手数料」を「魚介類販売業許可継続申請手数料」に改め、同表32の項中「魚介類競り売り営業許可更新申請手数料」を「魚介類競り売り営業許可継続申請手数料」に改め、同表34の項中「集乳業許可更新申請手数料」を「集乳業許可継続申請手数料」に改め、同表36の項中「乳処理業許可更新申請手数料」を「乳処理業許可継続申請手数料」に改め、同表38の項中「特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料」を「特別牛乳搾取処理業許可継続申請手数料」に改め、同表40の項中「食肉処理業許可更新申請手数料」を「食肉処理業許可継続申請手数料」に改め、同表42の項中「食品の放射線照射業許可更新申請手数料」を「食品の放射線照射業許可継続申請手数料」に改め、同表44の項中「菓子製造業許可更新申請手数料」を「菓子製造業許可継続申請手数料」に改め、同表46の項中「アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料」を「アイスクリーム類製造業許可継続申請手数料」に改め、同表48の項中「乳製品製造業許可更新申請手数料」を「乳製品製造業許可継続申請手数料」に改め、同表50の項中「清涼飲料水製造業許可更新申請手数料」を「清涼飲料水製造業許可継続申請手数料」に改め、同表52の項中「食肉製品製造業許可更新申請手数料」を「食肉製品製造業許可継続申請手数料」に改め、同表54の項中「水産製品製造業許可更新申請手数料」を「水産製品製造業許可継続申請手数料」に改め、同表56の項中「氷雪製造業許可更新申請手数料」を「氷雪製造業許可継続申請手数料」に改め、同表58の項中「液卵製造業許可更新申請手数料」を「液卵製造業許可継続申請手数料」に改め、同表60の項中「食用油脂製造業許可更新申請手数料」を「食用油脂製造業許可継続申請手数料」に改め、同表62の項中「みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料」を「みそ又はしょうゆ製造業許可継続申請手数料」に改め、同表64の項中「酒類製造業許可更新申請手数

料」を「酒類製造業許可継続申請手数料」に改め、同表66の項中「豆腐製造業許可更新申請手数料」を「豆腐製造業許可継続申請手数料」に改め、同表68の項中「納豆製造業許可更新申請手数料」を「納豆製造業許可継続申請手数料」に改め、同表70の項中「麺類製造業許可更新申請手数料」を「麺類製造業許可継続申請手数料」に改め、同表72の項中「そうざい製造業許可更新申請手数料」を「そうざい製造業許可継続申請手数料」に改め、同表74の項中「複合型そうざい製造業許可更新申請手数料」を「複合型そうざい製造業許可継続申請手数料」に改め、同表76の項中「冷凍食品製造業許可更新申請手数料」を「冷凍食品製造業許可継続申請手数料」に改め、同表78の項中「複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料」を「複合型冷凍食品製造業許可継続申請手数料」に改め、同表80の項中「漬物製造業許可更新申請手数料」を「漬物製造業許可継続申請手数料」に改め、同表82の項中「密封包装食品製造業許可更新申請手数料」を「密封包装食品製造業許可継続申請手数料」に改め、同表84の項中「食品の小分け業許可更新申請手数料」を「食品の小分け業許可継続申請手数料」に改め、同表86の項中「添加物製造業許可更新申請手数料」を「添加物製造業許可継続申請手数料」に改める。

附　則

この告示は、令和六年六月一日から施行する。

◉東京都告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な通知の相手方
西多摩郡奥多摩町日原字小菅四五七番	大野規子
	掲示場所
	奥多摩町役場

二　通知の要旨

㈠　一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

㈡　変更後の指定施業要件については、令和五年東京都告示第千二百九十一号のとおり。

◉東京都告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

一　保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不分明な通知の相手方
八王子市裏高尾町四三二番二、四三二番五	安藤由美子
八王子市裏高尾町四三四番	安藤君代
八王子市裏高尾町四七二番一	中央報徳会財団法人
	掲示場所
	八王子市役所

二　通知の要旨

㈠　一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。

㈡　変更後の指定施業要件については、令和五年東京都告示第二百九十五号のとおり。

◉東京都告示第六百七十一号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第百七号）第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和六年五月三十一日

東京都知事　小　池　百合子

公園名　変更内容　変更年月日

東京都立多摩動物公園　別図のとおり　令和六年六月一日

別図

東京都立多摩動物公園　区域変更略図

変更箇所　日野市程久保六丁目

変更前の区域　面積　六〇一、三七二・五四　平方メートル

追加区域　面積　一、一四〇・八三　平方メートル

変更後の面積　六〇二、五一三・三七　平方メートル

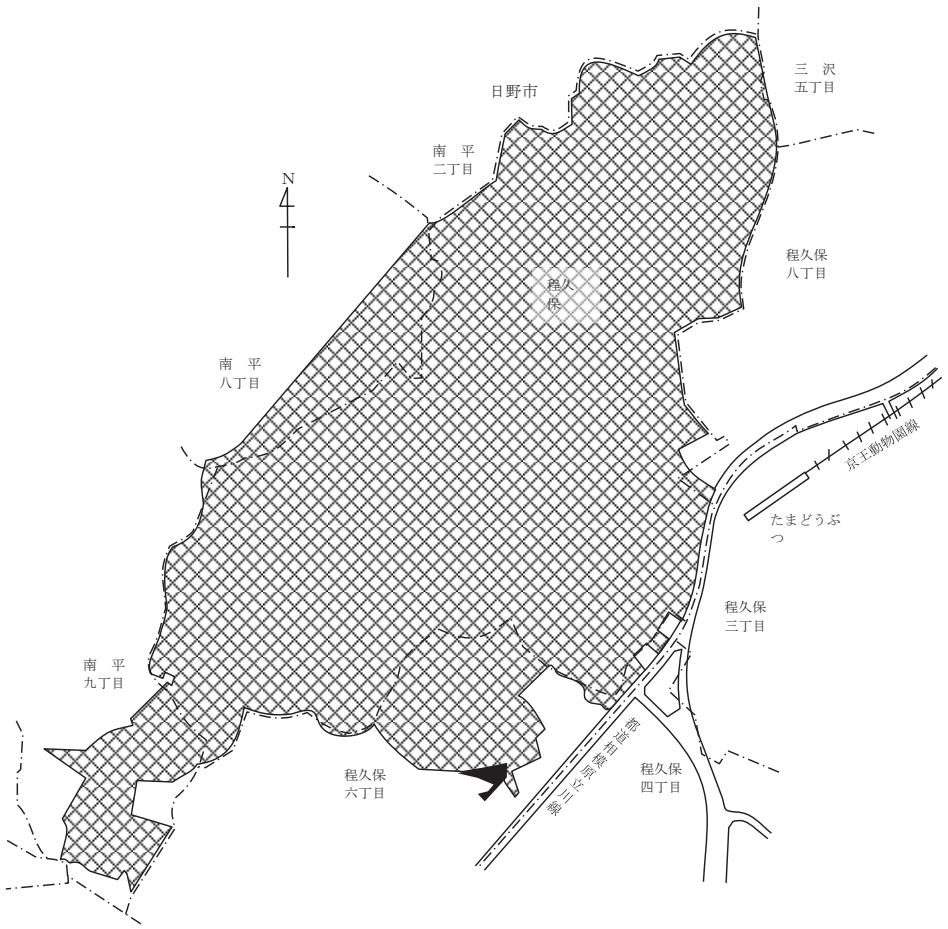

公　告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年五月三十一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
あきる野市草花字高瀬七百二十八番一及び同番一地先	武蔵野市中町一丁目十七番四号 アイディホーム株式会社 代表取締役　兼井　雅史
青梅市今寺四丁目三番二及び同番五	青梅市藤橋一丁目四百十七番地十九 有限会社大野ハウジング 取締役　澤田　亮
立川市一番町四丁目三十七番七（第二工区）	立川市泉町九百三十五番地の二十八 大和ハウス工業株式会社 支配人　稲村　敏伸
昭島市緑町二丁目三千百七十六番の一部、同番地先、三千二百十二番四の一部及び三千二百十三番一	小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役　樋口　賀大

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の４第１項の規定により命令を行ったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のと

おり公告する。

令和６年５月31日

東京消防庁

田園調布消防署長　飯　田　雅　英

1　防火対象物の所在地　大田区久が原二丁目10番20号

2　防火対象物の名称　佐野マンション

3　命令を受けた者　株式会社プレステージ
代表取締役　佐野　良憲

4　命令事項　令和６年６月８日までに、２の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

5　命令年月日　令和６年３月８日

消防法に基づく命令の公告について

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の４第１項の規定により命令を行ったので、同条第３項において準用する法第５条第３項の規定により次のとおり公告する。

令和６年５月31日

東京消防庁

田園調布消防署長　飯　田　雅　英

1　防火対象物の所在地　大田区久が原二丁目10番14号

2　防火対象物の名称　プレステージ久が原・プレステージⅡ

3　命令を受けた者　株式会社プレステージ
代表取締役　佐野　良憲
佐野　彩子
佐野　良憲

4　命令事項　(1)　令和６年６月８日までに、２の防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。
(2)　令和６年６月８日までに、２の防火対象物に自動火災報知設備を設置すること。

5　命令年月日　令和６年３月８日

正　誤

○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十号

ページ	段	行	誤	正
三	上	後から一五	第八条第七項	第八条第八項

○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十一号

ページ	段	行	誤	正
三	中	一〇	第八条第七項	第八条第八項

○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十二号

ページ	段	行	誤	正
三	下	三	第八条第七項	第八条第八項

○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十三号

ページ	段	行	誤	正
三	下	後から五	第八条第七項	第八条第八項

○令和六年四月八日付東京都告示第五百三十四号

ページ	段	行	誤	正
四	上	後から一三	第八条第七項	第八条第八項

発行　東京都　郵便番号163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話　〇三(五三二一)一一一一(代)

定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所　三鈴印刷株式会社　郵便番号101-0051
東京都千代田区神田神保町二丁目三十二番地一
電話　〇三(五二七六)〇八一一(代)

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。